

重要

毎年の報告について

宮崎家庭裁判所延岡支部

1 自主報告について

当裁判所では、後見等事務の報告について、自主報告方式となっております。

つきましては、毎年、**あらかじめ定められた報告月の末日までに、自主的に報告書を提出してください。**自主的に報告していただく月は、毎年同じ月ですので、忘れないようにしてください。

2 報告書の書式について

報告書の書式は、宮崎家庭裁判所ウェブサイトに掲載しているものを使用してください。

3 提出書類について

報告に当たって提出していただく書類は、以下のとおりです。

(1) 後見等事務報告書

報告書の項目に該当がある場合は資料を添付してください（住民票、遺産分割協議書、臨時支出の領収書など）

(2) 財産目録

不動産など、本人の財産に変動があった場合は資料を添付してください（登記事項証明書、保険証書など）

(3) 預貯金等の通帳写し

通帳はコピーをする前に必ず記帳し、前回報告とのつながりが分かるよう、**前回分の最後のページからコピーを取って提出してください。**また、日頃から預貯金通帳の入出金の内容が分かるように、金額の横に用途等を記入するようにしてください（自動引き落とし等により印字されている場合は不要です。）。

※ 原則として「収支状況報告書」及び「簡易出納帳」の提出は不要です。ただし、審査の過程で収支や用途等を確認させていただく場合がありますので、領収書等は必ず保管し、簡易出納帳についても確実に作成していただくようお願いします。

また、当初予定されていた収支に変動があった場合は、改めて最新の「収支予定表」を提出していただくことがあります。

※ 書類の記載内容に不備があったり、資料が不足したりしている場合、軽微な点は電話等により確認させていただきますが、そうでない場合は裁判所までお越しいただくなどお手間をお掛けすることになりますので、書類への正確な記入及び必要な書類の確認をお願いします。

※ 正当な理由なく、提出期限までに報告書の提出がない場合は、裁判所にお越しただいて事情を確認させていただいたり、弁護士や司法書士等の専門職を後見人等に選任して詳しく調査させていただいたりすることもありますので、必ず提出期限を順守してください。

【お問い合わせ先】

宮崎家庭裁判所延岡支部 電話番号0982-32-3452